

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年1月10日（金）午後3時00分～3時35分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (13名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	欠 席
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員 (0名)
農地利用最適化推進委員 (1名) 3番 稲岡 丈介委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第3号 その他

1) 施行規則該当転用について

2) 使用貸借権の消滅について

3) 農地認定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。

なお、推進委員は稲岡委員が病気のため欠席で、3名参加頂いております。

(あいさつ)

議 長 それでは、議事日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に13番、本郷委員と1番、森本委員のお二人を指名します。

また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますのでよろしくお願い致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、使用貸借権の設定及び売買による所有権の移転の申請でございます。

番号1番、申請地、大字今里□□□番(田)□□□□㎡、大字今里□□□番(田)□□□□㎡、借受人、大字田井、□□□、貸出人、大字田井、□□□□、□□□□□、□□□□、3名の共有名義になっておりますが、家族内での共有で、□□□さんが独立して農業を行うため持分を使用貸借権の設定により貸し付けるための申請です。耕作地面積は27,939㎡と下限面積は満たしております。

番号2番、申請地、大字野口□□□番1(田)□□□□㎡、大字野口□□□番(田)□□□□㎡、大字野口□□□番1(田)□□□□㎡、譲受人、香芝市、□□□□、譲渡人、香芝市、□□□□、売買による所有権の移転で、譲受人の耕作地面積は、5,411㎡と下限面積は満たしております。申請理由は規模拡大のためでございます。

番号3番、申請地、土庫三丁目□□□番1(田)□□□㎡、譲受人、土庫二丁目、□□□□、譲渡人、神戸市、□□□□、売買による所有権の移転で、譲受人の耕作地面積は、8,781㎡と下限面積は満たしております。申請理由は、相手方の要望とこのことです。各申請地の場所は部会調査を今回行っておりませんが、調査順序表作成しておりますので、ご覧頂きご確認下さい。地区担当の方には事前にお知らせし現地の確認をして頂いております。

以上、第1号議案につきましては3件の申請で、申請に伴う書類等は具備しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、いずれも現在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も含めたすべての農地は適正に管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりまして、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。

以上、番号1番から番号3番まで、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長

ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書2ページをお願い致します。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□ □、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1(田)□□□□㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、令和2年2月1日から令和5年1月31日までの3年間でございます。

この案件につきましては後ほどでてくる案件で、中江委員さんの息子さんと利用権設定の消滅の申請をされていますが、理由として、以前西川修さんが利用権で現所有者のお父さまの農地を借りうけておられたのですが更新手続きがされておらず、自作地となっており、相続を機に中江さんと利用権を結ばれたのですが、実際のとおり訂正するとのことで今回申請されました。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、御所市、増田農業株式会社、利用権を設定する者、大阪府茨木市、□□□□、利用権を設定する農地、大字田井□□□番1(田)□□□㎡、大字田井□□□番1、(田)□□□□㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻と野菜を栽培しての利用で、期間は、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせて頂きましますので、ご審議よろしくをお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

4 番 農地の面積は、今回申請の分だけのようですが新規就農ではないのですか。

事務局 先ほどご説明少しさせて頂きましたが、以前この筆を利用権設定で耕作されており事実上は引き続き耕作されておりましたが、書類の手続きの不手際で現状、耕作しているとおりに変更するだけですので、以前から耕作されている扱いとさせて頂きました。

議 長 他にありませんか。

ご質問などが無いようですので、採決致します。それでは、議第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2号議案につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に、議第3号その他の1番を議題と致します。事務局からの説明願います。

事務局 議第3号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。

本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。

番号1番、届出地、大字吉井□□□番1の一部(田)□□□□㎡のうち12.50㎡申請人、大字吉井、□□□□、届出による農地の利用状況は、農地への進入路としての利用でございます。場所は、菅原小学校より□へ約200mのところ。以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、地区担当の弓場委員に現地確認を願っておりますので確認結果の報告を願います。

12番 それでは報告させていただきます。先月にお話しておりましたが、先行して着手されていたので是正で届け出を出すよう指導し、今回出てきたものです。コンクリートをご自身で塗られ農地に侵入しやすいようにされておりました。現状はできあがっている状態です。以上報告いたします。

議 長 ただ今、弓場委員並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

13番 面積的にはかなり小さなものですが、降り口のようなものも出さないといけないのですか。出しておられる面積は農地以外の扱いになるのですか。

事務局 施行規則の届出は必ず出さないといけないというものでもないのですが、今回申請された部分に水路部分が含まれていたもので、市の土木管理課と指導をする上で、進入路としてコンクリートをして農地以外のものにされていたので、施行規則の転用をお願いしました。大和平野の決裁金も払って頂き、農地の面積から外れることとなります。

議 長 他にご意見ご質問ありませんか。

ご意見ご質問ないようですので、採決致します。

それでは、第3号議案、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3号議案、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議案第3号、その他の2番を議題と致しますが、中江委員さんの親族が申請人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願いします。なお、関係議案審議終了後に入室して頂きます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをお願い致します。議第3号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

今回の案件は、第2号議案でご説明させていただいた利用権設定の解約です。利用権の相手を変更するため現在の契約を解消するためのものです。

番号1番、解約する農地、大字根成柿□□□番1(田)□□□□㎡、借受人、□□

□□、貸出人、大字根成柿、□□□□、

以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声がありましたので、異議がないものとして採決致します。

それでは、議第3号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので議第3号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。

次に入ります前に、中江委員の入室をお願いします。

（中江委員 入室、着席）

それでは議第3号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第3号、その他、3番、農地認定について説明致します。今回の申請は、平成22年に第5条申請し駐車場の進入路として許可を受け、□□□□□□に貸し出しされていたものですが、会社が別の土地を購入され駐車場として使用されることとなったため契約を解消されたので、所有者の方は農地として今後は耕作していくとのことで農地の復元をして□□□□□□が返却されるため、農地認定の申請をされました。

番号1番、申請地、大字根成柿□□□番（田）□□□㎡、申請人、大字根成柿□□□□□□、非農地から農地への変更でございます。

その他の3番、農地認定につきましては1件の申請でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりました。農地部会では現地確認をおこなっておりませんが、事務局と地区担当の中江委員さんが事前に確認いただいておりますので、中江委員さんから報告をお願いします。

8番 　川に橋を架けて進入路として使用されていましたが、橋も付け替えられ、入れられていた土も取られて隣の駐車場よりかなり落ちた状態にはなっているのですが、整地されたようになって少し採石も残っているような状態でした。事務局から改善するよう指導はしてもらっています。

7番 　土をとられただけで農地として利用出来ないのでは、認定することはできないのではないですか。

事務局 　事務局で現地確認させていただいた時に、整地された状態になっていたので申請に来られた方にすぐ耕作できるような農地らしく復元してほしい事をお願いしましたところ、土をとった業者の方が来られてこの週末に土を耕し改善する旨を伝えに来られました。造成されていた部分の土は出され、進入する橋もとられ駐車場の方につけかえられましたし、駐車場用地とはかなり高さが違い農地以外のものとしても使用できない状態になっていましたので、今後所有者の方が追って畑として使用されるものと思われまので、現状でご承認頂き今後は担当委員と共に責任を持って確認し指導をしてまいりたいと考えております。

7番 　ちゃんと復元してから許可を出す方がいいのではないですか。

事務局 　今回は保留するということですか。一応この土日には改善するということですので

事務局と担当委員に責任を持たせていただき、承認頂ければと考えております。

議 長 それでは、皆さんに判断を頂きたいと思いますので、採決致します。それでは、議第3号、その他の3番、農地認定について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(多数挙手)

議 長 賛成多数ですので、議第3号、その他の3番については農地として認定することに決定致します。

議案審議につきましては以上でございますが、昨年、奈良県でも農業委員会の農地法違反で逮捕者が出たりしまして、全国農業会議所より法令遵守するよう委員会ごとで確認のため、決議を行うよう要請がありましたので、ここで決議案についてお諮りしたいと思います。決議案を事務局から提案願います。

事務局 それでは、案を読み上げさせていただきます。

(案)

以上の通りでございます。

議 長 ただいま事務局より提案ありました、申し合わせ決議につきまして、何かご質問等ございませんか。

ご質問等ないようですので採決致します。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について(案)のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を原案の通り承認することと致します。案の文字を消して頂き、決議内容のとおり、改めて農業委員会の委員としての職務と責任を自覚して頂き、法令遵守を徹底していただきますようお願い致します。

そのほか、何かありませんか。

議 長 他にないようでしたらこれで1月委員会を終わらせて頂きます。

新年早々、お集まり頂きお疲れ様でした。それでは終了致します。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 本 郷 保 則

署名委員 森 本 輝 雄